

泉州サイクルルートサイン設置業務委託にかかる公募型プロポーザル実施要領

1. 概要

「泉州サイクルルートサイン設置業務」に関し、契約の相手方となる候補者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名 泉州サイクルルートサイン設置業務

(2) 業務内容

本事業は、泉州地域の観光振興事業の一環として実施するもので、泉州地域の周遊促進を目的とする。

和泉西国三十三ヶ所観音霊場のうち、ポイントとなる8箇所の寺院において多言語対応の「巡礼サイン」を設置し、泉州地域の歴史や文化について発信する。詳細については、仕様書を参照。

(3) 業務期間 契約日～2019年3月31日まで

3. 予算額

委託料の上限は4,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

4. スケジュール

日程	内容
2018年12月4日（火）	公募開始（募集要項・仕様書の配布開始、質疑書の受付開始）
2018年12月14日（金）	質疑書の受付終了
2018年12月26日（水） 27日（木）	企画提案書の提出
2019年1月15日（火）	選定結果の通知
2019年1月31日（木）	契約締結期限

5. 参加資格

プロポーザルに参加できるのは、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命じられていない者であること。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の

申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続きの決定を受けた者については、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合については、この限りでない。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続き開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。

ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続き開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続き開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合については、この限りでない。

- (5) 大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 4 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

6. 質疑・応答

- (1) 受付期間 2018 年 12 月 4 日（火）～12 月 14 日（金）午後 5 時
(2) 提出方法 電子メール等、書面により受け付ける（電話は不可）。
(3) 回答 随時行うこととし、回答内容はホームページにて公開する。

7. 提出書類

(1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領や仕様書を理解した上で、次の書類を提出することとする。

	提出書類	部数	注意事項
ア	参加表明書（様式 1）	1 部	
イ	会社概要書（様式 2）	1 部	
ウ	業務実績報告書（様式 3）	1 部	
エ	提案書	8 部	社名を記載してはならない。業務の工程表を含み、A 4 版に換算して 10 ページ以内とし、別添の資料は認めない。
オ	見積書	9 部	社印・代表者印を押印したもの 1 部と、社名を特定できないもの 8 部。合計金額は、消費税及び地方消費税を含んだ額を記載すること。

(2) 提出の日時・方法

- ①提出日 平成 30 年 12 月 26 日（水）午前 9 時～同月 27 日（木）午後 5 時

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

②提出方法 持参または郵送に限る。郵送の場合は、受け取り日時や配達されたことが証明できる方法によることとする。なお、郵便事故等いかなる理由による場合でも対応しない。

③提出・問い合わせ先

一般社団法人 KIX 泉州ツーリズムビューロー 担当：松田、高石
〒596-0054 大阪府岸和田市宮本町 27-1 泉州ビル8階
TEL：072-436-3440、FAX：072-423-4741、MAIL kix-senshu@kstb.jp

8. 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり。

(2) 評価方法

評価基準に基づき、企画提案書を選定委員が採点し評価する。

(3) 候補者の選定方法

- ① (2) の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
- ② 最高点の者が複数の場合は、価格見積書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合は、くじ引きにより決定する。
- ③ 前記①、②の記載に関わらず、総合点が満点の 60%未満の場合は、候補者として選定しない。

(4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 本実施要領に示した企画提案書等の作成などに関する条件に違反した場合
- ③ 参考見積書の金額が「3. 予算額」の上限を超える場合
- ④ 選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

10. 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に対し、選定または非選定の結果を電子メールにて通知する。電子メールによる通知は、2019年1月15日(火)午後5時30分までに行う予定。また、選定結果通知日の翌日以降に、下記項目をホームページにおいて公表する。

【公表事項】

- (1) 候補者の名称、総合評価点
- (2) 候補者以外の参加者の総合評価点

11. 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と当ビューローとの間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 契約代金の支払いについては、完了払いとする。
- (3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記

載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

12. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で、このプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 当ビューローが必要と認める場合、追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

13. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 書類作成や提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において、本公募型プロポーザルに要した費用を当ビューローに請求することはできない。
- (3) 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、7.(2)③あてに提出すること。
- (4) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、受注先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、当ビューローは、受注先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (5) 参加事業者は公募型プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (6) 本件実施後、契約締結前に候補者による法令違反等が発覚した場合は契約しない。